

PEFC 国際規格

PEFC ST 2003-1:202X

2026-6-25

Enquiry Draft

PEFC EUDR DDS モジュール規格に基づいた認証を行う 認証機関に対する追加要求事項



PEFC Council

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20

1215 Geneva 15, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50

E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

公開協議における意見提出の手順

意見募集の開始：2026 年 7 月 27 日

本意見募集に参加される場合は、この Word 文書に「変更履歴」および／または「コメント」機能を使用して直接ご意見を記入の上、完成した文書を standards@pefc.org までお送りください。組織を代表してご参加の場合は、メール本文に組織名をご記載ください。また、各組織からは、意見をまとめた 1 つの文書を提出していただくようお願いいたします。

意見提出の締切：2026 年 8 月 25 日

意見募集終了後、PEFC の COC ワーキング・グループが、寄せられた意見を検討し、規格文書の最終草案を作成する予定です。

ご質問がございましたら、お気軽に standards@pefc.org までお問い合わせください。

著作権表示

© PEFC 評議会 2026

本規格は、PEFC 評議会が所有する著作権により保護されている。本文書は、PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org から、またはご請求により無料で入手可能である。

PEFC 評議会の許可なく、本規格のいかなる部分も、いかなる形式または手段によっても、商業目的で変更・修正、複製または転載することはできない。

本文書の正式版は英語版です。翻訳版は、PEFC 評議会または PEFC 各国統括機関から入手可能。文言の解釈に疑義が生じた場合は、英語版を基準とする。

文書名：PEFC EUDR DDS モジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加要求事項

文書タイトル：PEFC ST 2003-1:202X

承認者：

承認日：202x-xx-xx

発行日：202x-xx-xx

発効日：202x-xx-xx

見直し日：XXX

目次

序文.....	8
1. 適用範囲	9
2. 参考文献	10
3. 用語と定義.....	11
3.1 一般的概要.....	11
4. 一般的な要件	12
4.1 概要	12
4.2 認証契約	12
5. 必要なリソース.....	13
5.1 認証機関の職員.....	13
5.2 認証プロセスに関与する要員の能力管理.....	14
6. プロセス要件	15
6.1 用途	15
6.2 申請のレビュー.....	15
6.3 審査	15
6.4 認証書.....	17
6.5 認証の取り消し、縮小、停止または撤回	18
6.6 予告なしまたは短期間の通事前知による審査.....	18
6.6.1 認証機関は、5年間の認証サイクルにおいて、少なくとも1回の定期審査を、予告なしまたは短期間の事前通知による審査として実施しなければならない。	18
7. マネジメントシステムへの要求事項.....	20
7.1 認証機関の内部監査	20
付属書 1 (規範的): PEFC 公示のために PEFC 評議会が認める認定.....	21
付属書 2 (規範的): マルチサイト COC 認証.....	22
付属書 3 (規範的): 審査報告書の概要および審査報告書の最小限の記載事項.....	23
付属書 4 (参考): 組織の COC 認証の適用範囲に PEFC ST 2002-1 を含む認証書の例...	25
付属書 5 (規範的): PEFC EUDR DDS モジュールに基づく認定をうけていない認証の暫定的な許容	27
付属書 6 (情報): PEFC EUDR DDS モジュールに基づいて発行された認定を受けていない認証の例	28

はじめに

PEFC（森林認証制度承認プログラム）は、森林認証および林産物のラベル表示を通じて、持続可能な森林管理を推進する世界的な組織である。PEFC の表示やラベルが付いた製品は、その製造に使用された原材料が、持続可能な方法で管理されている森林や**森林外樹木**（TOF）地域、**リサイクル材**、および**管理材**に由来することを保証している。

PEFC 評議会は PEFC 評議会の要求事項を満たす各国および各地域の森林認証制度を承認している。これらの制度は、定期的な評価の対象となる。

本文書は、PEFC 評議会が調整役を務めるマルチステークホルダーのワーキンググループにより、幅広いステークホルダーを巻き込んだ、オープンかつ透明性の**ある**協議と合意形成に基づくプロセスを通じて作成され、202x 年 xx 月 xxx 日に PEFC 理事会によって承認されたものである。

本文書の要**求事項**は、202X 年 xx 月 xx 日より（発効日から xxx ヶ月の移行期間を設けて）、PEFC ST-MO 2002:1「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施**のための要求事項**」に基づき認証業務を行うすべての認証機関に対して適用される。

標準規格 PEFC ST 2003-1:202X は、2025 年 8 月 1 日に公表された PEFC ブリッジング文書（バージョン 2）『PEFC EUDR DDS モジュール規格 ST 2002-1:2024 に基づく審査を行う認証機関のための追加ガイド』に取って代わるものである。

表 1: 本規格と PEFC ブリッジング文書との主な変更点の概要

章	主な変更点
4 一般的要件	追加要件として、認証機関は以下を行うことが求められる： • 定められた関係者からの要請に応じて、該当の PEFC EUDR DDS 認証および顧客組織の PEFC EUDR DDS 活動に関する情報を提供すること。 • PEFC 評議会事務局の職員および／または PEFC 認可団体の職員が、審査にオブザーバーとして参加することを許可すること。 • 顧客組織との間で、法的に強制力のある契約を締結し、顧客組織の PEFC EUDR DDS 認証および EUDR への準拠状況に関する情報を所定の当事者と共有すること、共有可能な情報の範囲、およびそれらの情報が公開されることについて、顧客組織の同意を得ていること。 • 予告なしまたは短期間の通知による審査を実施するための手順を整備していること。
5 必要な 要員	• 認証機関に対し、現役の審査員が PEFC の解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する能力を維持していることを確保するよう求める追加的要求事項。
6 プロセスに関する要求事項	

6.1. 用途	追加的要求事項として、認証機関は申請の一環として、顧客から以下の追加情報を受け取る必要がある。具体的には、顧客の PEFC CoC または PEFC EUDR DDS 認証の申請が、他の認証機関によって理由を明示されて却下されたことがあるか、あるいは現在却下されているか、また、顧客の認証（PEFC またはその他の認証制度）が、理由を明示されて一時停止、取り消し、または終了されたことがあるか、といった情報である。
6.2. 申請のレビュー	認証機関は、顧客が現在、汚職行為や違法な調達に関与している証拠がある場合、その申請を受け付けてはならない。過去に汚職行為や違法な調達に関与していた場合、当該行為が停止した証拠があるか、またはその法的前身が現在進行中の法的調査および／または制裁の対象となっていないという証拠がない限り、認証機関は申請を受け付けてはならない。認証機関は、PEFC に対してその証拠を提出しなければならない。
6.3. 審査	その他の要件には以下が含まれる: - PEFC EUDR DDS を組織の適用範囲に追加するための審査は、PEFC COC の定期審査サイクルの一環として、あるいは追加審査として実施される場合がある。 - 顧客が「極小リスク」に分類された非認証原材料を調達している場合の、データおよびその算出方法の正確性を評価し、森林への現地訪問が必要かどうかを判断するための審査。 - PEFC EUDR DDS 認証の審査所要時間 - 認証機関が審査所要時間を決定し、審査中のサンプリングを行う際に考慮すべき追加事項。
6.4. 認証関連書類	その他の要求事項として、認証機関は以下を行う必要がある: - 審査報告書、審査報告書の概要、および• 認証書の写しを提出すること。 - 審査報告書の概要および認証書は、PEFC のウェブサイトに掲載される。 - 審査報告書の概要には、少なくとも付属書 3に規定された情報が含まれていなければならない、機密情報は一切含めてはならない。
6.6 予告なしまたは急な審査	- 認証機関が実施する可能性のある追加的要求事項。 5 年間の認証サイクル以外における、予告なしまたは短期間の通知による審査。
7 マネジメントシステムの要件	追加的要求事項として、認証機関は要請があった場合、PEFC に対し当該認証機関による PEFC COC 活動および PEFC EUDR DDS 認証活動の実施状況に限定した、年次内部監査の結果を提出しなければならない。

付属書	2つの新しい規範的付録が追加され、審査報告書の要約および審査報告書の最低記載事項、ならびに PEFC EUDR DDS モジュール規格に対する認定を受けていない審査の一時的な容認について規定されている。
-----	---

序文

PEFC 評議会は、PEFC 森林認証スキームの所有者である。PEFC 評議会は、PEFC EUDR DDS モジュール規格を改訂し、EUDR 2025/2650 との整合性を図るとともに、PEFC COC 認証を取得した組織が EUDR 規則への準拠を実証できるよう支援している。

PEFC は、PEFC ST-MO 2002-1:202X に基づき認証サービスを提供する認証機関に対する追加的**要求事項**を網羅するため、本規格を策定した。これは、PEFC 国際 COC 規格に基づく認証を行う認証機関の要件を定めた「PEFC ST 2003」を補完するものである。

1. 適用範囲

本規格は、PEFC ST-MO 2002-1:202X、PEFC EUDR DDS STモジュールの適用範囲をカバーする審査を実施する認証機関に対し、「PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項（PEFC ST 2003）」に対する追加要求事項を規定するものである。PEFC EUDR DDS STモジュール規格に基づく審査を行う際、認証機関はPEFC ST 2003および本規格の追加要求事項に従わなければならない。

PEFC ST-MO 2002-1:202X に規定された要求事項に基づく審査を実施するため、認証機関の担当者は、PEFC ST 2003 に準拠して PEFC COC 審査を実施する資格を有するとともに、本文書に規定される追加的要求事項を満たしていなければならない。

PEFC EUDR DDS モジュール規格に基づく認証は、EUDR への法的準拠を証明するものではない。法的責任は、認証を受けた組織のみが負う。

本規格では、必須の規定を示すために「shall」という用語が使用されている。「should」という用語は、必須ではないものの、採用および実施することが期待される規定を示すために使用される。本規格全体で使用される「may」という用語は、本規格によって許可されていることを示すのに対し、「can」は、本規格の利用者による能力、または利用者に関われている可能性を指す。詳細については、ISO/IEC 指針第2部を参照。

2. 参考文献

本規格を適用するには、以下の参照文書が不可欠である。日付の記載があるもの、ないものを問わず、参照文書の最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002、「森林及び森林外樹木製品の COC 一要求事項」（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST-MO 2002-1:202X、「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施のための要求事項」（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 2003、「PEFC 国際 COC に照らした認証業務を実行する認証機関の要求事項」（www.pefc.org から入手可能）

2023 年 5 月 31 日付欧州議会および理事会規則（EU）2023/1115：森林減少および森林劣化に関連する特定の産品および製品の EU 市場への供給ならびに EU からの輸出に関する規則、および規則（EU）第 995/2010 号を廃止するもの（以下、EUDR）

2025 年 12 月 19 日の欧州議会および理事会規則（EU）2025/2650（事業者および取引業者の特定の義務に関して規則（EU）2023/1115 を改正するもの）（以下、「EUDR 2025/2650」という）。

委任法令 xx。

3. 用語と定義

3.1 一般的概要

PEFC ST-MO 2002-1:202X に記載されているすべての用語および定義が適用される。

4. 一般的な要件

4.1 概要

顧客組織のPEFC EUDR DDSの評価基準は、**PEFC EUDR DDSモジュール規格**の最新版に規定されている。

注：PEFC EUDR DDS モジュール規格の最新版、その改正内容、および対応する移行期間については、PEFC ウェブサイト（www.pefc.org）で確認できる。

4.1.1 認証機関は、要請があった場合、欧州委員会、所管当局、PEFC 評議会、および PEFC 認定機関に対し、自社の PEFC EUDR DDS 認証活動、ならびに顧客組織の PEFC EUDR DDS 活動に関するあらゆる情報を提供しなければならない。この義務を履行できない、または履行する意思がない場合、当該**認証機関**は、**PEFC EUDR DDS モジュール規格**に基づく認証サービスの実施および提供から除外されるものとする。

4.1.2 認証機関は、PEFC EUDR DDS モニタリングシステムの一環として、顧客組織および PEFC 指定認証機関との事前の合意および調整を経た上で、PEFC 評議会事務局の職員および／または PEFC 認定機関の職員が、審査にオブザーバーとして参加することを許可しなければならない。

4.2 認証契約

4.2.1 認証機関は、顧客に対する認証活動の提供に関する法的拘束力のある契約に、顧客の PEFC EUDR DDS 認証に関連する情報を、欧州委員会、所管当局、PEFC 評議会および PEFC 認定機関に対し、当該**顧客組織**の PEFC EUDR DDS モジュール**規格**への準拠状況、および一般的には EUDR への準拠状況に関する情報を共有することへの同意、共有される可能性のある情報の範囲、ならびに当該情報が、一般に公開されている審査報告書の要約など、PEFC データベース上で一般に公開される旨を盛り込むことを確保しなければならない。

4.2.2 認証機関は、この法的拘束力のある契約書に、予告なしまたは短期間の通知による審査を実施するための認証機関の手順、および当該審査に対する依頼組織の承諾に関する情報が含まれるよう確保しなければならない。

5. 必要なリソース

5.1 認証機関の職員

5.1.1 審査員

5.1.1.1 PEFC EUDR DDS 研修

認証機関は、審査員が当該規格に基づく審査を開始する前に、PEFC 評議会が認める PEFC EUDR DDS モジュール規格に関する初期研修を修了していることを確認しなければならない。

注: PEFC ウェブサイト (www.pefc.org) では、研修プログラムに関する詳細情報を掲載。

5.1.1.2 力量

5.1.1.2.1. 認証機関は、審査員が、PEFC EUDR DDS モジュール規格における PEFC COC の要求事項 6.1.1.2.6.2 に記載された分野において、用語、知識、理解および技能を適用する能力を実証していることを確認しなければならない。具体的には:

- a) PEFCシステムの目的および中核となるプロセス。これには、PEFCのCOCにおける「問題のある**出**処」の定義（PEFC ST 2002、第3.6条 b、c、dおよびe項）およびEUDRに準拠していない製品の定義（PEFC ST-MO 2002-1、定義3.x）に含まれる要求事項
- b) PEFC EUDR DDS モジュール規格（PEFC ST-MO 2002-1）の原則および要求事項
- c) 基準に適合しない製品からの原材料の調達を回避するための措置の適用。これには、関連するリスク評価手法および指標、ならびにリスク軽減措置が含まれる。

5.1.2 審査員および認証の決定権者

5.1.2.1 PEFC EUDR DDS 研修

5.1.2.1.1 認証機関は、審査員および認証決定者が、PEFC 評議会によって認定された PEFC EUDR DDS モジュール規格に関する初期研修を修了していることを確認しなければならない。

注: PEFC ウェブサイト (www.pefc.org) で、研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

5.1.2.2 力量

5.1.2.2.1 認証機関は、審査員および認証決定者が、PEFC EUDR DDS モジュール規格における PEFC COC の要求事項 6.1.1.4.6.1 に記載された分野について、知識と技能を適用する能力を有していることを確認しなければならない。具体的には:

- a) EUDRに準拠していない製品（PEFC ST-MO 2002-1、3.23項）

5.2 認証プロセスに関与する要員の能力管理

5.2.1. 認証機関は、有資格の、**レビュアー**、認証決定者および審査員が、2 暦年ごとに、PEFC 評議会が**認める** PEFC EUDR DDS モジュール規格に関する再研修を修了していることを確保しなければならない。

5.2.2 **PEFC EUDR DDS モジュール規格**の新しい版が発行された場合、**認証機関**は、有資格のレビュー、認証決定者、および審査員が、その新しい版に基づく業務を開始する前に、PEFC 評議会が**認める**当該規格の新版を網羅した再研修を修了していることを確認しなければならない。

注: PEFC ウェブサイト (www.pefc.org) では研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

5.2.3 **認証機関**は、現役の審査員が、PEFC の解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する能力を維持していることを確保しなければならない。

6. プロセス要件

6.1 用途

- 6.1.1 認証機関は、認証申請の一環として顧客組織から少なくとも以下の情報および文書を入力しなければならない：
- a) PEFC EUDR DDS モジュール規格で定義されている、顧客組織の文書化された手順
 - b) PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品について、同規格が適用される製品グループを特定するのに十分な、識別情報。
 - c) 複数拠点の認証の場合、PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる拠点。
 - d) 顧客組織が、他の認証機関に対して PEFC COC 認証または PEFC EUDR DDS モジュール規格認証を申請している、あるいは過去に申請したことがあり、その申請が却下された、または却下されている場合、申請却下の理由に関する情報。
 - e) 申請に先立ち、顧客組織が PEFC またはその他の認証制度に参加しており、その認証が停止、取り消し、または失効となった場合、それらの理由に関する情報。
- 6.1.2 認証機関は、PEFC EUDR DDS モジュールの対象となる製品について、顧客組織から、少なくとも、PEFC EUDR DDS モジュールの適用要求事項の適用状況に関する以下の情報を、該当する各サイトおよび／または製品グループごとに入手しなければならない：
- a) COC 方式
 - b) PEFC 商標の使用目的

6.2 申請のレビュー

- 6.2.1 認証機関は、申請組織が現在、汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与しているという証拠がある場合、その申請を受け付けてはならない。そのような行為の証拠が発見された場合、認証機関は当該情報を PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提供しなければならない。証拠には、現在進行中の公的調査などが含まれる。
- 6.2.2 過去に汚職行為や森林・樹木由来資材の違法な調達に関与していた場合、認証機関は、当該関与が終了したこと、および依頼組織またはその法的前身組織がいかなる進行中の法的調査および／または制裁の対象にもなっていないことを示す証拠がない限り、申請を受け付けてはならない。当該情報は、PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提供されなければならない。

6.3 審査

- 6.3.1 認証機関は、顧客組織の事業活動の範囲、規模、強度、およびリスクに応じて、リスクベースのアプローチを用いて評価を実施しなければならない。
- 6.3.2 PEFC EUDR DDS モジュール規格を対象とする初回審査は、PEFC COC 審査の通常サイクル（初回審査、4 回の定期審査、再認証審査）の一環として実施される場合もあれば、追加審査として実施される場合もある。
-

6.3.3 本審査の目的は:

a) 顧客組織の適合性の決定:

- i. **PEFC EUDR DDS モジュール規格の要求事項**に準拠した管理の **COC** プロセス、およびその効果的な実施
- ii. **PEFC EUDR DDS モジュール規格の要求事項**を満たすマネジメントシステム、およびその効果的な実施
- iii. 必要に応じて、問題のある出处からの原材料の調達および／または **EUDR に準拠しない製品**の調達を回避するための **要求事項**を含む **COC** プロセス（**PEFC DDS** および **PEFC EUDR DDS モジュール規格の要求事項**）とその効果的な実施。

注 1: PEFC 商標および PEFC **主張**（PEFC-EUDR **主張**を含む）の使用状況は、定期審査および**更新**審査の審査の際に評価されるものとする。**PEFC EUDR DDS モジュール規格**も対象とする審査においては、**PEFC 商標**および **PEFC 主張**、**PEFC-EUDR 主張**を含む）の提案された、または予定されている使用について、すべて評価されるものとする。

b) **PEFC** に求められるデータの収集

注 2: 付属書 4 には、**認証機関**が提供すべき最低限の情報が記載されている。

6.3.4 認証機関は、ISO 19011:2018 の第 6.4 条に規定される関連ガイダンスに従って審査を実施しなければならない。一般に、審査（初回審査、定期審査、**更新**審査）は現場で実施**されなければならない**。ただし、PEFC ST 2003 の 7.4.6 または 7.9.2 の**要求事項**が適用される場合、認証機関が遠隔審査の実施を決定することができる。組織の **COC** 認証の適用範囲に **PEFC EUDR DDS モジュール**を追加するための審査が、初回審査、定期審査あるいは**更新**審査以外で行われる場合、認証機関は、遠隔審査の実施の信頼性を立証でき、かつ **PEFC ST 2003** の要求事項 7.4.6 が適用されることを条件として、リモート審査手法を用いて当該審査を実施することができる。

6.3.5 顧客組織が、**PEFC** 認証を受けていない関連製品を調達する場合で、当該製品を「リスクが極小」と分類しているときは、認証機関は、データの正確性、および顧客組織が当該情報を取得・評価するために用いた手段を評価しなければならない。認証機関は、正確性を評価するために森林への現地訪問が必要かどうかを判断し、その理由を審査報告書に明記するとともに、必要に応じて、森林、潜在的な供給者および下請け供給者への訪問を含めなければならない。

6.3.6 認証機関が、**PEFC COC**審査と同時に **PEFC EUDR DDS モジュール規格**に基づく審査を実施する場合、認証機関は、**PEFC EUDR DDS 認証範囲**の範囲、規模、強度、リスク、および申請の一環として顧客が提供したデータの正確性に応じて審査時間を延長しなければならない。

6.3.7 6.3.7 認証機関が、**PEFC COC**審査とは別に、**PEFC EUDR DDS モジュール規格**に基づく審査を実施する場合、審査の最低所要時間は 4 時間とする。

6.3.8 この最低審査時間は、正当化され、文書化できる特定の条件の下にある場合を除き、報告業務を含んではならない。

- 6.3.9** PEFC ST 2003の**要求事項**に加え、認証機関は、審査の所要時間および審査中のサンプリングを決定する際、以下の側面も考慮しなければならない：
- a) PEFC EUDR DDS モジュール規格の適用範囲内における顧客組織の事業活動
 - b) 根拠のある懸念、EUDR に基づく根拠のある懸念、または顧客組織もしくは認証機関が受領した、不適合のリスクを示唆する苦情
 - c) 不適合の履歴
 - d) 翻訳のニーズ、および
 - e) 認証活動：
 - i. 地理的範囲
 - ii. 審査の種類
 - iii. サプライチェーンの複雑さと長さにより、問題のある出处からの原材料の調達や、基準に適合しない製品の調達、あるいは問題のある供給源や EUDR に準拠しない製品との混入という重大なリスクが生じる可能性
 - iv. PEFC EUDR DDS モジュール**規格**が適用されているサイトの数

6.4 認証書

- 6.4.1** 認証書には、少なくとも、認証の付与、延長または更新の日付、ならびに有効期限または再認証の期限に関する情報が記載されていなければならない（PEFC ST 2003 の 7.7.6 項参照）。認証書に記載される有効開始日は、認証決定の日より前であってはならない。
- 6.4.2** 認証機関は、顧客の COC 認証書の適用範囲に **PEFC EUDR DDS モジュール規格**を追加する場合、当該組織の COC 認証書を再発行することができる。
- 6.4.3** 証明書が再発行される場合、PEFC COC 規格および **PEFC EUDR DDS モジュール規格**の新たな有効期間は同一としなければならない。再発行された証明書は、認証サイクルを維持し、以前の証明書と同じ有効期限を維持することができる。
- 6.4.4** 認証機関は、認証文書に再発行の理由を明記しなければならない。例えば、「**適用範囲に PEFC EUDR DDS モジュール規格の追加**」など。
- 6.4.5** 証明書が再発行されない場合、認証書には、PEFC COC の適用範囲に **PEFC EUDR DDS モジュール規格**に**追加された**日付を明記しなければならない。
- 6.4.6** 組織の **COC 認証書**の有効期限は変更されない。
- 6.4.7** 当該組織の **COC 認証書**の更新サイクルは、従来通りとしなければならない。

注: 当該組織の認証範囲に **PEFC EUDR DDS モジュール規格**が含まれている認証書の例と、その概要説明は、本書の**付属書 5**に記載されている。

- 6.4.8** PEFC ST 2003 の**要求事項**に加え、認証の範囲には以下の情報を含めなければならない：
-

- a) PEFC ST 2002-1:2024「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施のための要求事項」への言及
- b) PEFC の製品カテゴリーに基づく PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品。さらに:
 - i. PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品が、PEFC COC 規格の対象となる製品と異なる場合、認証機関はその相違点を明示しなければならない。
 - ii. 認証機関は、PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となるすべての製品が、PEFC COC 規格の対象となっていることを確認しなければならない。
 - iii. PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品については、認証機関は、認証書に記載された PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品リストが、PEFC EUDR DDS モジュール規格に準拠していることを検証済みであることを、認証書に明記しなければならない。また、認証機関は、当該製品が EUDR に準拠しているかどうかについては検証を行わないことを、認証書類に書面で明記しなければならない。

6.4.9 審査概要報告書には、少なくとも付属書 3 に規定された情報を記載しなければならない。

6.4.10 審査報告書の要約には、いかなる機密情報も記載してはならない。

6.4.11 認証機関は、審査報告書および審査報告書の要約を、認証書とともに、PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提出しなければならない。要請があった場合は、認証関連文書を英語で提出しなければならない。その他必要な審査記録については、PEFC ST 2003:2020 の要求事項.5 に従い、要請に応じて PEFC に英語で提出する必要がある場合がある。

注: 審査報告書の要約版は、PEFC ウェブサイトから一般に公開される。

6.5 認証の取り消し、縮小、停止または撤回

6.5.1 認証機関は、顧客組織に対する根拠のある懸念および／または EUDR に基づく根拠のある懸念や苦情について、フォローアップおよび調査を行い、必要に応じて認証を一時停止しなければならない。認証機関は、そのような事例について PEFC に報告しなければならない。

6.5.2 認証が終了、一時停止、または取り消された場合、認証機関は、顧客組織に対し、PEFC の商標および主張のそれ以降の使用が許可されない旨を通知しなければならない。一時停止場合、認証機関は、顧客が要求事項を遵守しているかどうかを監視しなければならない。PEFC EUDR DDS モジュール規格の適用範囲の有効期間は、当該組織の COC 認証書の有効期間に準じなければならない。

6.6 予告なしまたは短期間の通事前知による審査

6.6.1 認証機関は、5 年間の認証サイクルにおいて、少なくとも 1 回の定期審査を、予告なしまたは短期間の事前通知による審査として実施しなければならない。

6.6.2 初回認証審査および更新審査は、予告なしに行ってはならない。

- 6.6.3 当該組織は、認証取得後、すべての審査（定期審査および**更新**審査）を抜き打ち審査として実施することを任意に選択することができる。
- 6.6.4 さらに、認証機関が、**根拠のある懸念**および／または **EUDR に基づく根拠のある懸念**を受け取った場合、あるいは、顧客が故意に規格の**要求事項**に違反しているという苦情を受けた場合、予告なしまたは短期間の**事前**通知による審査が行われることがある。
- 6.6.5 認証機関は、**予告なし**審査に関する文書化された手順を定めなければならない。当該手順には、**予告なし**審査または短期間の事前通知による審査を実施する条件を明記しなければならない。
- 6.6.6 当該条件には、**根拠のある懸念**および／または **EUDR に基づく根拠のある懸念**、苦情、あるいはコンプライアンス違反のリスクが高い事案の調査が**含まなければならない**。
- 6.6.7 認証機関は、審査プログラムの一環として予告なし審査の日程を決定**しなければならない**。
- 6.6.8 初回認証審査および**更新**審査は、予告なしに行ってはならない。
- 6.6.9 **予告なし**審査の日程については、当該組織に事前に通知してはならず、審査計画についても、会議が行われるまでは開示してはならない。
- 6.6.10 認証機関と当該組織は、事前に利用**除外日**について合意することができる。
- 6.6.11 セキュリティや安全上の制約がある場合や、ビザが必要な場合など、例外的な状況においては、予告された審査は通常 30 日間の期間内に行われることができる。
- 6.6.12 利用除外日は、**認証機関と認証取得組織**の間で事前に合意される場合がある。
- 6.6.13 顧客が、正当な理由なく、予告なしまたは短期間の**事前**通知による審査を受け入れない場合、**認証機関は認証**を一時停止または取り消すことがある。
- 6.6.14 認証機関は、追加の**予告なし**審査または短期間事前通知による審査の報告書を作成しなければならない。審査結果については、定期審査における審査結果と同様に取り扱わなければならない。
-

7. マネジメントシステムへの要求事項

7.1 認証機関の内部監査

認証機関は、要請があった場合、PEFC 評議会および当該認証機関が事業を行う国の PEFC 認可団体（該当する場合）に対し、PEFC COC 認証活動および PEFC EUDR DDS 認証活動の実施状況に限定した、当該認証機関の年次内部監査の結果を提供しなければならない。

付属書 1 (規範的): PEFC 公示のために PEFC 評議会が認める認定

認定範囲には、PEFC のウェブサイト (www.pefc.org) に掲載されている有効な以下の規格が明示されていなければならない:

PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC—要求事項」、PEFC ST 2001「PEFC 商標規則—要求事項」、および

PEFC ST-MO 2002-1:202X「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム (PEFC EUDR DDS モジュール) の実施に関する要求事項」

付属書 2 (規範的): マルチサイト COC 認証

1. 認証機関の適格基準

1.1 個々のサイトが異なる COC 方式を適用する場合、COC 規格の適用状況を、認証書および個々のサイトに関する付属書に明記しなければならない。さらに、認証書において、各サイト（特に生産者グループの場合）で利用可能な COC 方式、製品グループ、および適用範囲（PEFC ST 2002 および／または PEFC 2002-1）を明記しなければならない。

付属書 3 (規範的): 審査報告書の概要および審査報告書の最小限の記載事項

PEFC ST 2003 付属書 4 の要求事項に加え、**認証機関**は、審査報告書および審査報告書の概要に以下の事項を記載しなければならない。

1. 審査報告書の概要の最小限の記載事項

1.1 表紙

1.2 審査を受ける組織の概要

1.3 審査を受ける組織の COC マネージメント・システムの概要（PEFC EUDR DDS モジュールの適用範囲内にあるすべての製品グループを管理するためのシステム、および対象となる製品グループを含む）

1.4 審査の範囲

- a) 審査日
- b) 審査方法（リスク評価およびサンプリングの根拠、ステークホルダーとの協議）
- c) 審査所要時間（該当する場合、現地審査とリモート審査の所要時間を区分して記載）
- d) 審査日程（森林および潜在的な供給者または二次供給者への訪問を含む。訪問の正当な理由も記載すること）
- e) 審査／認証の対象となる PEFC 規格（版数を含む）
- f) 審査対象サイト
- g) 審査方法（リスク評価およびサンプリングの根拠、ステークホルダーとの協議）
- h) その他の**自主的制度**または規格による認証

1.5 審査結果（以下を含む）：

- a) 発行場所および発行日
- b) 特定された**不適合**のリスト

1.6 その他の情報

- a) 審査日
- b) 発行場所
- c) 発行者の印章および／または署名

2. 審査報告書の最小限の記載事項

2.1 PEFC EUDR DDS モジュールの適用範囲内にあるすべての製品グループについて、当該組織が管理を維持するための COC マネージメント・システムの記述（投入原材料/生産品および当該生産品の原産国または原産国候補を含む）。PEFC 認証材、PEFC 管理材、および PEFC-EUDR 主張材のそれぞれについて、推定数量（材積）、年間購入量、および年間販売量。

2.2 審査結果（以下を含む）：

- a) 発行場所および発行日
- b) 特定された**不適合**のリスト（各要求事項について、要求事項番号を含む）。これには、それぞれの是正処置計画および是正完了予定時期を併記すること（軽微な不適合については、完了予定時期の目安）。
- c) **根拠のある懸念、EUDR に基づく根拠のある懸念**、および苦情のリスト

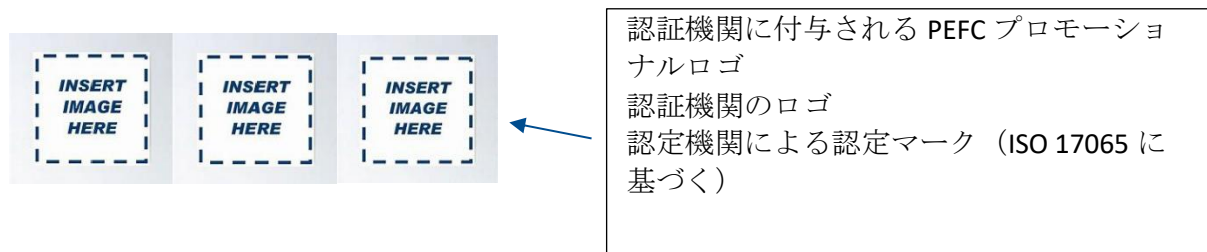
2.2 審査の範囲

- a) 適用される認証規格（**PEFC ST-MO 2002:1-202X**）。該当する場合、製品グループおよび／またはサイトごとの基準を含む。
- b) 審査所要時間（**PEFC ST-MO 2002:1-202X** に基づく）。該当する場合は、現地審査とリモート審査の所要時間を分けて記載
- c) 審査日程（森林および潜在的な供給者または二次供給者への訪問を含む）。訪問の正当な理由も併記

2.3 審査結果（以下を含む）

- a) すべての要求事項のリスト、およびそれらがどのように満たされているかについての根拠。
 - b) 特定された**不適合**のリスト（各要求事項について、要求事項番号を含む）。これには、それぞれの是正処置計画および是正完了予定時期を併記すること（軽微な不適合については、完了予定時期の目安）。
 - c) **根拠のある懸念、EUDR に基づく根拠のある懸念**、および苦情のリスト
-

付属書 4 (参考): 組織の COC 認証の適用範囲に PEFC ST 2002-1 を含む認証書の例



適合認証書

[会社名] (所在地: [会社住所]) が、PEFC ウェブサイト (www.pefc.org) に掲載されている有効な以下の規格の要求事項を満たしていることについて、独立した審査を受け、認証されたことを証明します。

-PEFC ST 2002:2020 森林及び森林外樹木製品の COC—要求事項 (2020 年 2 月 14 日)

-PEFC ST 2001:2020 PEFC 商標規則—要求事項 (2020 年 2 月 14 日)

-PEFC ST 2002-1:202X PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム (PEFC EUDR DDS) の実施のための要求事項 (202X 年 xx 月 xx 日) # 1

認証範囲: 家具用パーティクルボードおよび床材用突板貼合板の製造・取引

COC 方式: 物理的分離方式およびパーセンテージ方式

製品: PEFC ST 2002:2020 COC 認証製品 # 2

-050500 パーティクルボード

-050200 合板

PEFC ST 2002-1:202X EUDR DDS 製品 # 3

注: PEFC EUDR DDS モジュール規格の対象となる製品について、認証機関は、当該認証書に記載された PEFC EUDR DDS モジュールの対象製品リストが、同モジュールに適合していることが検証済みであることを、認証書上に明記しなければならない。また、認証機関は、当該製品が EUDR 法規制に適合していることの検証は行っていない旨を、認証書上に明記しなければならない。

- 050500 パーティクルボード

認証番号: AAAAA-PEFC-COC-123456

認証タイプ: 個別認証 # 4

注: 本認証の有効性は、PEFCの認証検索サイト (www.pefc.org/find-certified) 参照

発行:

[認証機関名]

[認証機関住所]

PEFC COC 発行日：2025年9月30日	PEFC EUDR 発行日：202X年4月24日 # 5
PEFC COC 有効期限：2030年9月29日	PEFC EUDR 有効期限：2030年9月29日

[認証機関名]を代表して署名

[氏名・役職]

[署名]

認証機関の印

認証書見本に関する注記

すべての認証書は、PEFC ST 2003:2020の要求事項およびPEFC GD 2001で発行された関連ガイドに従うものとする。PEFC ST 2002-1:202X規格については、将来的に別途ガイド文書が作成される可能性がある。

#1 当該規格への適用範囲拡大を行う権限を持つ認定機関（CAB）によって適用範囲の拡大が行われた場合、規格のリストにPEFC ST 2002-1:202Xを記載しなければならない。

#2 #3 認証取得組織が、PEFC ST 2002:2020とPEFC ST 2002-1:202Xの対象製品を区分している場合、これら2つの適用範囲を別々に記載しなければならない。認証取得組織が製品の適用範囲全体を両規格の対象とする場合、その旨を認証書に明記しなければならない（例：「以下の製品は、PEFC ST 2002:2020およびPEFC ST 2002-1:202Xの双方の下で利用可能である」）。

PEFC ST 2002-1:202Xの対象となる製品はすべて、PEFC ST 2002:2020の対象にも含まれていなければならない。ただし、PEFC ST 2002:2020の対象となるすべての製品が、PEFC ST 2002-1:202Xの対象に含まれるとは限らない。

EUDR（欧州連合森林破壊防止規則）への適合を示すものではないことを明確にする注記を記載しなければならない。

#4 認証の種類を明確にすること。この見本は個別認証を示している。マルチサイト認証および生産者グループ認証の場合、各参加サイト（特に生産者グループの場合）において、どのようなCOC管理、製品グループ、および適用範囲が利用可能であるかを認証書に明記しなければならない。

#5 PEFC ST 2002-1:202Xへの適用範囲拡大の開始日を明確にすること。これについては、例示された方法によるか、あるいは認証機関が新たな「有効開始日」を記載して認証書を再発行する手順をとる場合は、その発行理由（例：「PEFC ST 2002-1:202Xへの適用範囲の拡大」）を明確に説明しなければならない。

認証書の有効期限は変更されないものとし、PEFC ST 2002-1:202Xの適用範囲の有効性は、当該認証組織が有効なPEFC ST 2002:2020の適用範囲を保持しているかどうかによらなければならない。

付属書 5 (規範的): PEFC EUDR DDS モジュールに基づく認定をうけていない認証の暫定的な許容

1. 一般事項

1.1 改正された**PEFC EUDR DDSモジュール規格 (PEFC ST-MO 2002-1)** および**PEFC EUDR DDSモジュール**に基づく認証を実施する**認証機関**に対する改正要求事項 (**PEFC ST 2003-1**) について、認証機関の認定を行うための**Global Accreditation Cooperation Incorporated Multi Recognition Agreement (Global ACI MRA)** プロセスの承認を待つ間、**PEFC評議会**は、**認証機関**に対し、移行期間中に認定を受けていない（非認定の）審査を実施し、非認定の認証書を発行することを許可する。

1.2 認証機関は、本規格に関する以下の要求事項（これらは規格の本文および付属書5に含まれるいかなる要求事項よりも優先されなければならない）に従い、**PEFC EUDR DDSモジュール規格**に基づく非認定の認証を提供することができる。

1.3 **認証機関**は、**PEFC ST-MO 2002-1**に関連する非認定のサービスを提供する旨を、認証取得組織に対して明確に伝えなければならない。

2. 非認定のPEFC EUDR DDS認証書

2.1 認証機関は、**PEFC EUDR DDSモジュール規格**に基づく非認定の認証について、個別の**PEFC EUDR DDS認証書**、個別の審査報告書および審査概要報告書を、関連する非認定認証書とともに発行しなければならない。

2.2 **認証機関**は、**PEFC EUDR DDSモジュール規格**に基づく非認定の認証書のいかなる部分にも、認定マークやシンボルを含めてはならない。

2.3 認証書の有効期間は、最長で、通常の認証サイクル内における次回の審査の認証決定がなされる日までとする。

注：PEFC評議会は、本規格に関する認定審査の進捗状況に応じて、認証書の有効期間を延長する場合がある。

2.4 非認定の認証書の有効期限が切れるまでに、認証機関は**PEFC ST-MO 2002-1**に基づくサービス提供の認定を申請し、当該認証を認定に基づく認証（認定認証）へと移行させなければならない。これを行わない場合、非認定の認証書は失効する。

2.5 非認定認証書には、**PEFC ST-MO 2002-1:202X**に基づいて発行された認証書の有効性が、当該組織の**PEFC COC認証書 (PEFC ST 2002)** の有効性に依存する旨を記載しなければならない。

2.6 さらに、非認定認証書は以下の要件を満たさなければならない。

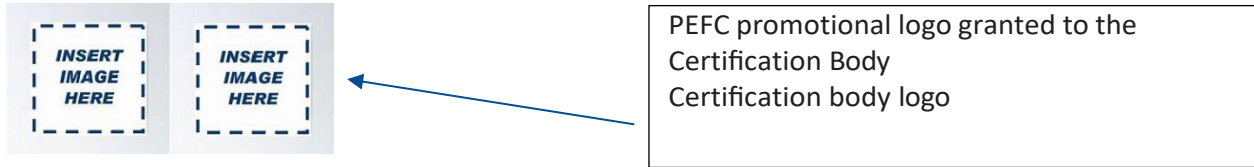
a) **PEFC ST-MO 2002-1**の適用範囲に含まれるすべての製品が、有効な**PEFC CoC認証書**の対象範囲にも含まれていることを明記すること。

b) 以下の記述を見やすい場所に記載すること：

「**PEFC ST-MO 2002-1**に基づく認証は、規則(EU) 2023/1115 (EUDR) への適合を検証するものではなく、EUDRへの適合責任は当該組織にある」。

2.7 認証番号の形式は**PEFC ST 2003**に従うものとし（例：AAAAA-PEFC-EUDR-78910）、**PEFC ST-MO 2002-1**非認定認証書と関連する**PEFC COC認証書**との間の関連性が明確かつ追跡可能であることを確保しなければならない。

付属書 6 (情報): PEFC EUDR DDSモジュールに基づいて発行された、認定を受けていない認証の例



PEFC ST 2002-1 (EUDR DDSモジュール) への適合認証書

[会社名][会社住所] が、

PEFCウェブサイト (www.pefc.org) に掲載されている有効な以下の規格の要求事項を満たしているとして、独立した審査を受け、認証されたことを証明する：

- PEFC ST 2002-1:202X 「PEFC EUDRデュー・ディリジェンス・システム (PEFC EUDR DDS) の実施のための要求事項」 (日付：xx/xx/202X) **#1 #2**

本非認定 (unaccredited) 認証書はPEFC ST 2002-1:202Xにのみ関連して発行されるものであり、当該組織の有効なPEFC COC認証 (PEFC ST 2002) と併せて使用されるものとする。

認証範囲：家具用パーティクルボードおよび床材用突板パネルの製造・取引

COC手法：物理的分離方式およびパーセンテージ方式

PEFC ST 2002-1:202Xの対象製品：**#3**

- **050500 Particleboard-**

PEFC ST 2002:2020 COC対象製品

- **050500** パーティクルボード
- **050200** 合板

「PEFC ST 2002-1:202Xに基づく認証は、規則(EU) 2023/1115 (EUDR) への適合を検証するものではなく、EUDRへの適合責任は当該組織が負うものとする。」

認証番号：**AAAAA-PEFC-EUDR-78910 #4**

「本PEFC EUDR認証は、PEFC COC認証 **AAAAA-PEFC-COC-123456** に連結している。当該PEFC COC認証が一時停止、取り消し、または終了された場合、本PEFC EUDR認証も自動的に一時停止、終了、または取り消しとなる。」

認証タイプ：個別認証 **#5**

注：本認証の有効性は、PEFCの認証検索機能 (www.pefc.org/find-certified) を参照

発行者：

[認証機関名]

[認証機関の住所]

PEFC EUDR 発行日：2026年4月24日 #6	PEFC COC 発行日：2025年9月30日
PEFC EUDR 有効期限：2027年4月23日	PEFC COC 有効期限：2030年9月29日

[認証機関名]を代表して署名

[氏名・役職]

[署名]

認証機関の印

認証書例に関する注記

すべての認証書は、PEFC ST 2003:2020の要求事項およびPEFC GD 2001で発行された関連ガイドに従わなければならない。

#1 認証機関の認定範囲にPEFC ST-MO 2002-1がまだ含まれていない状態で個別の認証書が発行される場合、規格としてPEFC ST-MO 2002-1を記載しなければならない。

#2 認証機関は、認証書において以下の旨を明確に示すこと：

この（当該規格について認定を受けていない）認証書はPEFC ST-MO 2002-1に関連してのみ発行されるものであり、当該組織の有効なPEFC COC認証書（PEFC ST 2002）と併せて使用されるべきものであること。

#3 PEFC ST-MO 2002-1の対象となる製品はすべて、PEFC ST 2002:2020の対象にも含まなければならない。ただし、PEFC ST 2002:2020の対象となるすべての製品がPEFC ST-MO 2002-1の対象に含まれるわけではない。したがって、認証機関は、PEFC ST-MO 2002-1の適用範囲に含まれるすべての製品が、有効なPEFC COC認証書の対象にも含まれていることを認証書に明記しなければならない。認証取得組織が製品範囲全体を両方の規格の適用範囲に含める場合、その旨を認証書上で明確にしなければならない（例：「以下の製品は、PEFC ST 2002:2020およびPEFC ST-MO 2002-1の双方の下で利用可能である」）。

これがEUDRへの適合を示すものではないことを明確にする注記を含めなければならない（例：「PEFC ST-MO 2002-1に基づく認証は、規則(EU) 2023/1115 (EUDR)への適合の検証を構成するものではなく、EUDRへの適合責任は当該組織にある」）。

#4 証明書番号は一意に識別可能であり、PEFC ST 2003の形式に従っていること。また、関連するPEFC COC（加工・流通過程の管理）証明書が明確であり、追跡可能であること。

例：AAAAA-PEFC-EUDR-78910

「本証明書は、PEFC CoC証明書 AAAAA-PEFC-COC-123456 に関連付けられています」

#5 認証書の種類が明確でなければならない。この例は個別認証書を示している。マルチサイト認証や生産者グループ認証の場合、各参加サイト（特に生産者グループの場合）において、どのようなCOC管理方式が適用され、どの製品グループおよび適用範囲が対象となるかが、認証書

上で明確に示さなければならない。

#6 当該認証書の発行日および有効期限が明確でなければならない。当該認証書の有効期限は、発行日から1年間としなければならない。当該認証書の有効性は、当該組織が保有する有効な **PEFC COC** に認証書（**PEFC ST 2002**）が有効であることが条件となる。当該組織の **COC** 認証書および当該認証書の有効期間（有効開始日および有効期限）が明確に記載されていなければならない。記載内容については、例に示された方法によること
